

第百八十三回国
参議院環境委員会會議録第六号

平成二十五年五月二十一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十日

辞任

補欠選任

谷 博之君
徳永 久志君
長浜 博行君
水野 賢一君
樽井 良和君
難波 奨二君
江田 五月君
松田 公太君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
北川 イッセイ君
西村 まさみ君
松井 孝治君
中川 雅治君
中原 八一君
江田 五月君
小見山 幸治君
樽井 良和君
ズレン マルティン君
難波 奨二君
青木 一彦君
川口 順子君
鈴木 政二君
谷川 秀善君
加藤 修一君
松田 公太君
市田 忠義君
平山 誠君

委員

国務大臣
環境大臣
副大臣
石原 伸晃君

環境副大臣 田中 和徳君
大臣政務官 齋藤 健君
環境大臣政務官 齋藤 健君
事務局側
常任委員会専門員 山下 孝久君

本日の会議に付した案件

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(北川イッセイ君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日、水野賢一君、谷博之君、徳永久志君及び長浜博行君が委員を辞任され、その補欠として松田公太君、樽井良和君、難波奨二君及び江田五月君が選任されました。

○委員長(北川イッセイ君) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。石原環境大臣。

○国務大臣(石原伸晃君) ただいま議題となりました二法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

絶滅のおそれのある野生動植物の種については、我が国に生息し、又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種を国内希少野生動植物に指定し、その捕獲及び譲渡等の規制並びに保護増殖事業の実施等を行うとともに、国際的に種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種についても国際希少野生動植物に指定し、その譲渡等の規制等を行うことにより、生態系及び自然環境の重要な一部である野生動植物の種の保存に寄与しているところです。

また、生物多様性基本法が平成二十二年に制定され、さらに、平成二十二年の生物多様性条約第十回締約国会議において採択された愛知目標の中に、既知の絶滅危惧種の絶滅や減少が防止されることが位置付けられるなど、生物の多様性に対する国内外の関心が極めて高まってきており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を一層推進することが求められています。

一方、希少野生動植物種はその希少性から高額の取引されるものが多く、違法な譲渡等の再犯事例も発生しており、悪質な違法取引が後を絶たない状況にあります。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存施策を一層強化するための措置を講じようとするものであります。

次に、本法律案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、法の目的において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることが、良好な自然環境の保全のみならず生物多様性の確保にもつながることを明らかにすることとしております。

第二に、国の責務として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する科学的知見の充実に図ることを明記することとしております。

第三に、希少野生動植物種の個体等に関して、販売又は頒布の目的で広告することを原則として禁止することとしております。

第四に、国際希少野生動植物種の個体等の登録に関する事務手続を改善し、個体等の区分又は主な特徴等に変更が生じた場合における変更登録、登録票の書換え交付等の手続を新設することとしております。

第五に、国内希少野生動植物種の保護増殖事業の円滑化を図るため、国及び地方公共団体以外の者が、環境大臣の認定を受けた保護増殖事業として行う個体等の譲渡等について、環境大臣の許可を要しないこととするとしております。

第六に、国は、最新の科学的知見を踏まえつつ、教育活動、広報活動等を通じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないものとするとしております。

第七に、罰則において大幅な強化を図り、希少野生動植物種の個体等の違法な譲渡等に関する罰則の上限を引き上げることとしております。

次に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国において生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、特定外来生物としてその輸入、飼養等を規制し、国等による防除等を行うことにより、外来生物対策の推進に寄与しているところです。

また、生物多様性基本法が平成二十二年に制定され、さらに、平成二十二年の生物多様性条約第十回締約国会議において採択された愛知目標の中に、侵略的外来種を制御、根絶するための対策等

を講じることが位置付けられるなど、生物の多様性に対する国内外の関心が極めて高まってきており、外来生物対策を一層推進することが求められています。

一方、特定外来生物が交雑することにより生じた生物による生態系等に係る被害が懸念されるなどの状況にあります。

この法律案は、このような状況を踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための施策を一層強化するための措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の主な内容を説明申し上げます。

第一に、外来生物の定義を改定し、外来生物が交雑することにより生じた生物を外来生物に含めることとしております。

第二に、現在例外なく禁止されている特定外来生物の放出等について、防除の推進に資する学術研究の目的で主務大臣の許可を受けた場合及び防除の目的で主務大臣の確認又は認定を受けた場合は例外として行えることとしております。

第三に、主務大臣による措置命令の対象を許可なく飼養等をしている者等に拡大するとともに、措置命令の内容として、特定外来生物の飼養等の中止、放出等をした特定外来生物の回収等を新たに規定することとしております。

第四に、主務大臣等が防除のためにその職員に所有者等不明の土地への立入り等をさせる場合の手続を規定することとしております。

第五に、特定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品等の検査及び特定外来生物が付着し、また混入している輸入品等の消毒又は廃棄の命令を規定することとしております。

以上、二法案の提案の理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(北川イッセイ君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。
午前十時九分散会

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案

一、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正)

第一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八条」を「第五十七条の二」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「により」の下に、「生物の多様性を確保するとともに」を加える。

第二条第一項中「把握するとともに」を「把握しに改め、「保存」の下に「に関する科学的知見の充実に図るとともに、その種の保存」を加える。

第二十条第二項中「第五十九条第三号」を「第五十八条第三号」に改める。

第二十条の二第二項中「並びに第五十九条第三号及び第四号」を「第五十八条第三号及び第五十九号第二号」に改める。

第二十条の三第一項中「第五十九条第四号」を「第五十九号第二号」に改める。

第三十条第一項及び第三十三条の二中「第六十二号第二号」を「第六十二号第一号」に改める。

第四十七号第二項中「第九号」の下に、「第十

二条第一項」を加える。

第五十三号に次の一項を加える。

2 国は、最新の科学的知見を踏まえつつ、教育活動、広報活動等を通じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

第六章中第五十八号の前に次の一条を加える。

第五十七号の二 第九号、第十二条第一項又は第十五条第一項の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十八号第一号を削り、同条第二号中「若しくは第二項」の下に、「第十八号」を加え、同条を同条第一号とし、同条に次の二号を加える。

二 第十七号又は第三十七号第四項の規定に違反した者

三 偽りその他不正の手段により登録、事前登録又は第二十条第四項(第二十二号第二項)において準用する場合を含む。の登録票の再交付を受けた者

第五十九号中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

三 第二十条の三第四項から第六項まで、第三十二号第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第三十三号の四第二項又は第三十三号の六第四項の規定による命令に違反した者

第五十九号第五号を同条第四号とする。

第六十二号中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

五 第三十九号第五項の規定に違反した者

第六十三号中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十五号中「第五十八号、第五十九号、第

六十二号又は第六十三号」を「次の各号に掲げる規定に、「又は人に」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五十七号の二 一億円以下の罰金刑

二 第五十八号第一号(第十八号に係る部分に限る。)、第二号(第十七号に係る部分に限る。)、及び第三号 二千万円以下の罰金刑

三 第五十八号第一号(第十八号に係る部分を除く。)、及び第二号(第三十七号第四項に係る部分に限る。)、第五十九号、第六十二号並びに第六十三号 各本条の罰金刑

第六十五号に次の一項を加える。

2 前項の規定により第五十七号の二の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

第二条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を次のように改正する。

第十七号の見出しを「(陳列又は広告の禁止)」に改め、同条中「陳列」を「陳列又は広告」に改め、同条中「陳列」を「陳列又は広告」に改める。

第十八号(見出しを含む。中「陳列」を「陳列又は広告」に改める。

第十九号第一項中「若しくは陳列」を「陳列若しくは広告」に改め、同項第一号中「陳列」を「陳列若しくは広告」に改める。

第二十条第二項中「環境大臣に登録の申請をしなれば」を「次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなれば」に改め、同項に次の各号を加える。

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 登録を受けようとする個体等の種名

三 登録を受けようとする個体等に係る次に掲げる区分

イ 個体

ロ 個体の器官

ハ 個体の加工品

ニ 個体の器官の加工品

四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

第二十条第三項中「環境省令で定めるところにより」を削り、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「前項の」及び「以下この節において「登録票」という。」を削り、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体の正当な権原に基づく占有者は、第二項第一号に掲げる事項に変更を生じたときは、当該変更が生じた日から起算して三十日を経過する日までの間に環境大臣にその旨を届け出なければならない。

第二十条第三項の次に次の四項を加える。
4 前項の登録票(以下この節において「登録票」という。)には、第二項第三号イからニまでに掲げる区分ごとに環境省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 登録をした個体等の種名
二 登録をした個体等の形態、大きさその他の主な特徴
三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

5 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体の正当な権原に基づく占有者は、その登録に係る第二項第三号に掲げる事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、変更登録を受けることができる。

6 環境大臣は、前項の変更登録をしたときは、その申請をした者に対し、変更後の登録票を交付しなければならない。

7 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体の正当な権原に基づく占有者は、その登録票に係る第四項第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録票を環境大臣に提出して、登録

票の書換交付を受けることができる。

第二十条の二第四項中「前条第五項を」前条第十項に改める。
第二十条の三第四項中「第三項を」第四項に改める。

第二十一条第一項に次のただし書を加える。
ただし、第二十条第五項の変更登録又は同条第七項の登録票の書換交付の申請をしたときは、その申請に係る処分があるまでの間は、その個体等に係る登録票の写しを備え付けておくことをもって足りる。

第二十一条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 登録等に係る国際希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的でその広告をすることが、その個体等について登録等を受けていることその他の環境省令で定める事項を表示しなければならない。

第二十二条第一項中「第二号を」第三号に改め、同項第二号中「第二十條第四項を」第二十条第八項に改め、同項を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二 登録に係る第二十条第二項第三号に掲げる事項に変更を生じた場合(同条第五項の変更登録の申請をした場合を除く。)

第二十二條第二項中「第二十條第四項を」第二十条第八項に改める。
第二十三條第四項第二号イ中「陳列」を「陳列若しくは広告」に改める。
第二十九條第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十条第五項の変更登録又は同条第七項の登録票の書換交付を受けようとする者
第五十八條第三号中「又は第二十條第四項を」第二十條第五項の変更登録、同条第七項の登録票の書換交付又は同条第八項に改める。
第六十三條中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の

次に次の一号を加える。

三 第二十条第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第一条、第二条第一項、第四十七條第二項及び第五十三條の改正規定並びに附則第五条、第六条及び第九条の規定 公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。) 公布の日から起算して二十日を経過した日
(登録に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十條第三項の規定により交付された登録票は、第二条の規定による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「新法」という。)第二十條第三項の規定により交付された登録票とみなす。
第三条 この法律の施行の際現に新法第二十條第二項第一号に掲げる事項に変更を生じている者については同条第九項の規定の適用については、同項中「当該変更が生じた日」とあるのは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)の施行の日」とする。

第四条 この法律の施行の際現に登録に係る新法第二十條第二項第三号に掲げる事項に変更を生じている場合についての新法第二十二條第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項中「その日」とあるのは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)の施行の日」とする。
第五條 この法律附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第六條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第七條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、新法第四條第四項に規定する国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る制度の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正)
第八條 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第六号中「第六十三條第五号」を「第六十三條第六号」に、「又は第二項を」を、「第二項(国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。又は第三項に改める。)
(動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第九條 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第十二條第一項の改正規定中「第五十八條第一号」を「第五十七條の二」に、「第五十九條第二号」を「第五十八條第一号」に、「第六十二條第一号」を「若しくは第二号」に、「第六十三條第六号」を「第六十三條第五号」に、「第六十五條」を「第六十五條第一項」に改める。

号)の施行の日とする。

(罰則に関する経過措置)

第五條 この法律附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第七條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、新法第四條第四項に規定する国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る制度の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正)
第八條 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第六号中「第六十三條第五号」を「第六十三條第六号」に、「又は第二項を」を、「第二項(国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。又は第三項に改める。)
(動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第九條 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第十二條第一項の改正規定中「第五十八條第一号」を「第五十七條の二」に、「第五十九條第二号」を「第五十八條第一号」に、「第六十二條第一号」を「若しくは第二号」に、「第六十三條第六号」を「第六十三條第五号」に、「第六十五條」を「第六十五條第一項」に改める。

第六十五條第一項に改める。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 未判定外来生物(第二十一条―第二十四条)」を「第四章の二 輸入品等の検査等(第二十四条の二―第二十四条の四)」に改める。

第二条第一項中「となる生物(の下に)その生物が交雑することにより生じた生物を含む。」を加える。

第四条第二号中「第三章」を「次章」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第九条の見出しを「放出等の禁止」に改め、同条中「放ち、植え、又はまいて」を「放出、植栽又はは種(以下「放出等」という。)をして」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 一次条第一項の許可を受けてその許可に係る放出等をする場合

二 次章の規定による防除に係る放出等をする場合

第九条の次に次の二条を加える。

(放出等の許可)

第九条の二 次章の規定による防除の推進に資する学術研究の目的で特定外来生物の放出等を行うとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

3 主務大臣は、前項の申請に係る放出等の目的が第一項に規定する目的に適合し、かつ、当該放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないものであることその他の主務省令で定める基準に適合するものである

と認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

4 主務大臣は、第一項の許可をしたときは、主務省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る放出等をするときは、前項の許可証を携帯しなければならない。

6 第五条第四項の規定は、第一項の許可について準用する。

(措置命令等)

第九条の三 主務大臣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要であると認めるときは、第四条、第五条第五項、第八条若しくは第九条の規定又は第五条第四項(前条第六項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反した者に対して、その防止のために必要限度において、当該特定外来生物の飼養等の中止、当該特定外来生物に係る飼養等の方法の改善、放出等をした当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、第五条第一項又は前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じることがあると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

第十条第一項中「第五条第一項」の下に「又は第

九条の二「第一項」を加え、「求め、又はその職員に、特定外来生物の飼養等に係る施設に立ち入り、特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる」を「求める」に改め、同条第三項中「第一項を」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定外来生物の飼養等に係る施設又は放出等に係る区域に立ち入り、特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第十一条第二項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「という。」の下に「又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等」を加える。

第十三条第一項中「捕獲等を」を「捕獲等若しくは放出等を」に改め、同条に次の一項を加える。

4 主務大臣等は、第二項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不明なときは、その通知に係る土地、水面又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所に掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

第十八条第三項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第四項中「官報」とあるのは、「地方公共団体の公報」と読み替えるものとする。

第二十条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、第十八条第二項の認定を受けた防除におけるその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等が第十一条第二項の規定により公示された事項に即して行われ

ていないと認めるときは、その防除を行う者に對し、放出等をした当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 輸入品等の検査等

(輸入品等の検査等)

第二十四条の二 主務大臣は、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品又はその容器包装(以下「輸入品等」という。)があると認めるときは、その職員に、当該輸入品等の所在する土地、倉庫、船舶又は航空機に立ち入り、当該輸入品等を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該輸入品等を無償で集取させることができる。

2 前項の規定による検査の結果、輸入品等に特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該輸入品等を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対してこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任規定)

第二十四条の三 前条第二項の規定による命令の手続及び基準は、主務省令で定める。

2 主務大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(不服申立て)

第二十四条の四 第二十四条の二第二項の規定による命令については、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

第二十六条第一項中「第六条第一項又は第十条第一項」を「第九条の三第一項、第十条第一項若し

くは第二項又は第二十四条の二第二項若しくは第二項」に改める。

第三十二条第二号中「第五条第一項」の下に「又は第九条の第二一項」を加え、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 第九条の第三項又は第二十四条の第二項の規定による命令に違反した者

第三十三条第一号中「第五号」を「第四号」に改め、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第九条の二第六項において準用する第五条第四項の規定により付された条件に違反して

四 特定外来生物の放出等をした者
第二十条第三項の規定による命令に違反し

た者

第三十五条中「第十条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十条第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し

て陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
三 第二十四条の二第二項の規定による立入検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十六条第三号中「第三十四条又は第三十五条」を「前二条」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(命令に関する経過措置)

第二條 この法律の施行前にこの法律による改正前の第六條第一項の規定によりした命令は、この法律による改正後の第九條の三第一項の規定によりした命令とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正）
 第六条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和
 四十八年法律第百五号）の一部を次のように改
 正する。

第十二条第一項第六号中「若しくは第五号」を「若しくは第四号」に改める。

平成二十五年五月三十一日印刷

平成二十五年六月三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D